

コーポレート・ガバナンス報告書

2023年6月15日

北海道歯科産業株式会社

代表取締役 山田 哲哉

問合せ先： 管理本部 011-813-5556

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを業績目標の達成及び企業価値の極大化と健全性の確保を両立させるための企業活動を律する枠組みであり、経営上最も重要な課題の一つとして位置付けております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】(更新)

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------|-----------|-------|
| 山田 哲哉 | 1,248,100 | 26.00 |
| 高島 健二 | 728,000 | 15.17 |
| 山田 美代子 | 371,000 | 7.73 |
| 山田 由美子 | 370,500 | 7.72 |
| 株式会社ヨシダ | 366,000 | 7.63 |
| 日新デンタル株式会社 | 213,000 | 4.44 |
| 山田 理乃 | 205,000 | 4.27 |
| 山田 理加 | 205,000 | 4.27 |
| 三浦 康弘 | 182,400 | 3.80 |
| 株式会社北洋銀行 | 144,000 | 3.00 |

| | |
|-------|----|
| 支配株主名 | なし |
|-------|----|

| | |
|-----------|----|
| 親会社名 | なし |
| 親会社の上場取引所 | なし |

3. 企業属性

| | |
|---------------------|------------------|
| 上場取引所及び市場区分 | TOKYO PRO Market |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------|---------|
| 定款上の取締役の員数 | 5名以内 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 取締役社長 |
| 取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|---------|
| 監査役会設置の有無 | 設置していない |
| 定款上の監査役の員数 | 2名以内 |
| 監査役の人数 | 1名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、監査法人ハイビスカスとの間では金融商品取引法に準じた監査契約を締結しております。監査役と監査法人は、必要に応じて随時意見交換を行う体制を取っております。同監査法人は年間計画に基づき第三者の立場から当社の監査を行っております。監査役と内部監査部門は、必要に応じ協力して内部監査を実施する体制を取っております。

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 小関 健三 | 公認会計士／税理士 | | | | | | | | | | | | | ○ |

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|---|
| 小関 健三 | — | — | 公認会計士・税理士の資格を有し、長年の経験と豊富な見識を持っており、専門的見地から取締役の業務執行に係る適正な意思決定を行うために必要な意見を得るためです。当社との間には人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。 |

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

【取締役報酬関係】

| | |
|------|---------------|
| 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|------|---------------|

| | |
|---------------------|----|
| 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---------------------|----|

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役位、職務内容から判断し決定しております。また、役員退職慰労金支給に関しましては、株主総会の決議を経たのち、役員退職慰労金規程に基づいて支給額を決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として取締役会の設置及び監査役を選任しております。

取締役会は、3名の取締役で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令で定められた事項や経営方針その他経営に関する重要事項などの意思決定及び業務執行の監督を行っております。

監査役は、社外監査役小関健三1名により、毎月1回定期開催される取締役会に出席し、公認会計士、税理士の資格により豊富な経験と見識等を有しており、経営判断における税務、会計面からの監査が期待できるほか、主要な事業所の内部監査に協力し、情報収集と業務執行状況の把握を行っております。

内部監査室は、経営企画部部長が内部監査室長を兼務し、各部門、各拠点を回って書類の作成・整備状況や法令、社内規程の遵守状況などの実地調査を行い、結果を代表取締役、監査役に報告するなど監査役をサポートする役割を担っております。経営企画部に対する内部監査は他部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。

会計監査は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結しており、監査法人と当社経営陣との間で会計監査の際に監査上の重要ポイントについて意見交換するなど、円滑な監査業務のための意思疎通と連携強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためあります。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

現在は特に実施しておりません。

2. IRに関する活動状況

| 補足説明 | |
|-------------------|---|
| IR 資料をホームページ掲載 | 当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載していく予定であります。 |
| IR に関する部署(担当者)の設置 | 管理本部経営企画部にて対応しております。 |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

現在は特に実施しておりません。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

①内部統制システムの整備の状況について

- 1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 全ての取締役及び社員を対象とした「企業活動の原則」を定め、周知徹底を行う。
 - b. 全体の法令遵守体制の整備は管理本部が行い、各拠点、各部署が法令遵守を維持推進し、業務執行における法令遵守の状況を内部監査室が監査する体制を整備する。
 - c. 役員及び社員の職務の執行に必要な手続きについては、「組織規程」に業務分掌、職務権限、決裁手続等を規定する。
 - d. 法令遵守ならびにコンプライアンスに関する教育研修を実施する。
 - e. 役員をはじめとして各拠点長等の経営幹部は社員に対し、日常の機会を捉えて法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備する。
 - f. 法令違反行為、不正行為を早期に把握し是正することにより違反行為及び事態の悪化を防止すること、並びに社員相互の牽制効果により法令違反行為自体の発生の予防に努める。
 - g. 反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、並びに反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨むことを、「反社会的勢力対策規程」に明記し、周知徹底を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種の情報を適切に保存及び管理するために、「文書管理規程」他社内規程を整備し、周知徹底を行う。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」「倫理・コンプライアンス規程」「内部監査規程」等の社内規程を定めるとともに、緊急的なリスクを検討すべき事項についてはリスク管理規程に則り緊急対策本部を設置する。
- b. 取締役がリスク管理上の重要事項についての報告を適宜受けるための社内体制を整備する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 各拠点長、部門責任者に対して経営戦略、経営課題に対する取組方針等についての周知徹底を行うため、経営会議を設置する。
- b. 経営戦略、各部門予算、設備投資等の重要な経営課題については、経営会議にて検討した上で取締役会において決定する。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「倫理・コンプライアンス規程」などを定め、周知徹底と実践運用を行う体制を構築する。また、これを維持向上させるため、当社の使用人に対する教育研修を行う計画を策定、実施する。使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、各拠点内監査を実施する。

6) 監査役が職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用者を置く。

7) 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者を置いた場合は、当該使用者の任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得る。

8) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及び報告をしたもののが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 当社の役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとし、報告者は、当該報告を行ったことにより、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

- b. 当社の従業員は、コンプライアンスに関する相談または法令・定款に違反する事実等の通報を行ったことにより、会社から、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査が実効的に行われることを確実にするため、代表取締役、その他取締役と意見交換会を実施する場を設けるとともに、内部監査室及び監査法人と監査計画、監査内容について、情報交換を行うなど相互連携を図るものとする。

②社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では社外取締役を選任していませんが、社外監査役を1名選任しております。当社との人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の利害関係はありません。当社の社外監査役は、公認会計士、税理士の資格を持ち、取締役会に出席し専門的な知識と経験から、客観的な意見を述べると共に、必要に応じて支店、営業所の往査に立ち会うなど、内部統制システムの運用状況監視に協力いただくことで、問題点解決の検討をすることとしております。

当社は、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に發揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の賠償責任を免除することができる旨を定款に定めています。但し、賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からの要求には応じないための基本方針を定めております。

1. 会社は、反社会的勢力による不当要求には毅然として法的対応を行う。
2. 会社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を行わない。
3. 会社は、平素より警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な関係を構築する。
4. 会社は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役員及び従業員の安全を確保する。

V. その他

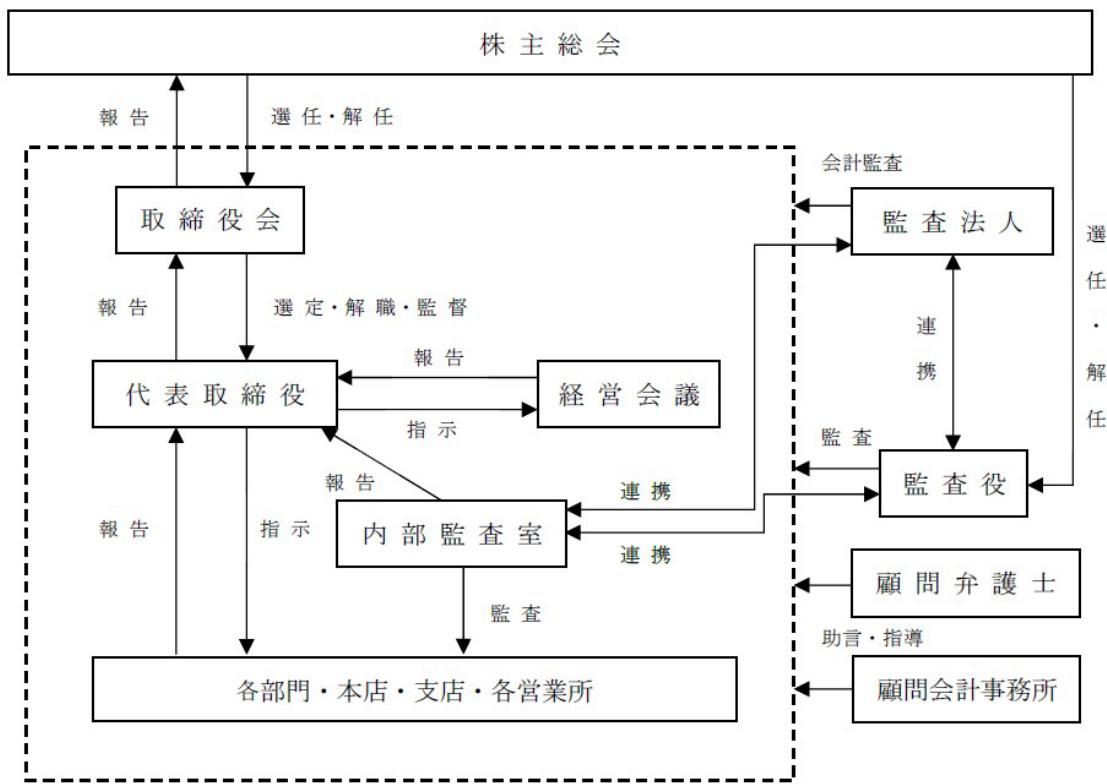
1. 買収防衛策導入の有無

| | |
|---------|----|
| 買収防衛策導入 | なし |
|---------|----|

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

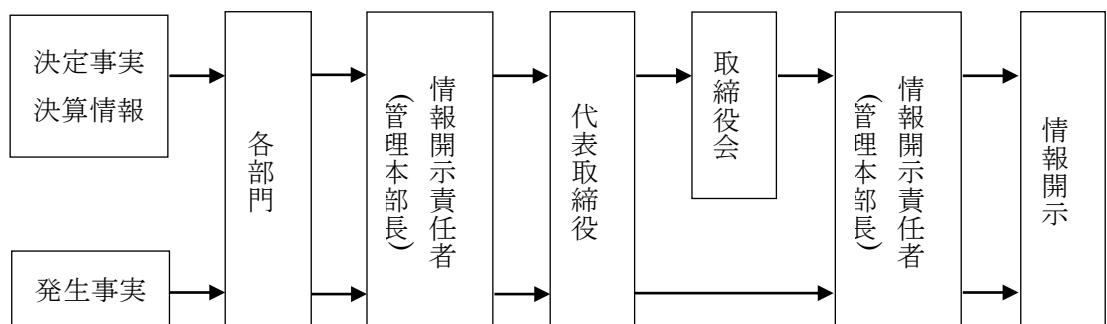
【模式図(参考資料)】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



【適時開示体制の概要 (模式図)】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりであります。



以上